

大分県報

平成三十年
号外 (三四)
三月三十日

(金曜日)

目次

告示

道路区域の変更（十四件）……………一
道路の供用開始（八件）……………七

告示

大分県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一二号	中津市三光西稜字市郎迫二二九六番二から 中津市三光西稜字市郎迫二二八九番五まで	前	メートル 八九・〇 〽七三・〇	メートル 二四・〇
	中津市本耶馬溪町落合字前田五番から	後	九七・六 〽二三・〇	一、一七四・〇

平成三十年三月三十日

大分県報号外（告示）

一

中津市本耶馬溪町西谷字後口迫三二七番四まで	後	九七・六 〽一八・五	一、一七四・〇
-----------------------	---	---------------	---------

大分県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一二号	日田市天瀬町出口字見竹三九五七番一地先内	前	メートル 一六・〇 〽一三・〇	メートル 二一・〇
	日田市天瀬町出口字悪敷山三九五二番二四地先内	後	四〇・〇 〽一三・〇	二一・〇
	日田市天瀬町出口字悪敷山三九五二番二四地内	前	一四・〇 〽一〇・四	一一・〇
	日田市大字堂尾字田尾三三九番二地先から 日田市大字堂尾字杭戸二五五番一地先まで	後	五八・〇 〽一〇・六	一一・〇
県道山北日田線	福岡県うきは市浮羽町小塩字馬場三三九四番五地先から 日田市大字堂尾字杭戸二五五番一地先まで	前	一九・四 〽一二・三	一八七・一
		後	一九・二 〽一二・三	九六・五

大分県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事

広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
一般国道二一七号	佐伯市大字上岡字太田二〇一三番二から 佐伯市大字上岡字太田二〇三〇番二まで	前	後	メートル 三二・〇 一五・〇	メートル 六五・〇
		後	前	四〇・〇 二一・〇	六五・〇
県道庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬字栗ノ木一〇六五番二地先から 由布市庄内町五ヶ瀬字下ノ園一九二番七地先まで	前	後	一四・四 九・六	三一・〇
		後	前	三六・三 二二・八	三一・〇
県道東上戸原線	中津市耶馬溪町大字福土字中野六四七番一地先から 中津市耶馬溪町大字福土字中野六三六番二地先まで	前	後	八・二 四・二	九〇・〇
		後	前	八・九 六・六	九〇・〇

大分県告示第二百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事

広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
一般国道四四二号	竹田市久住町大字白丹字板木七五七一番一地先から 竹田市久住町大字白丹字板木七五七三番五地先まで	前	後	メートル 四〇・〇 七・二	メートル 一五九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区画をいう。
		後	前	四〇・〇 七・二	二、一五九・〇	
県道宝珠山日田線	日田市大字小野字田ノ尻一八〇三番四地先から 日田市大字小野字牛王一九八九番四地先まで	前	後	メートル 六・七 五・三	メートル 一五六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区画をいう。
		後	前	七・八 五・〇	一五九・五	

大分県告示第二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事

広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道宝珠山日田線	日田市大字小野字田ノ尻一八〇三番四地先から 日田市大字小野字牛王一九八九番四地先まで	前	後	メートル 六・七 五・三	メートル 一五六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区画をいう。
		後	前	七・八 五・〇	一五九・五	

日田市大字小野字田ノ尻 一八〇三番四地先から 日田市大字小野字牛王一 九八九番四地先まで	後	A	六・七 五・三	一五六・〇	う。
---	---	---	------------	-------	----

大分県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道佐伯蒲江線	佐伯市大字青山字岡ノ谷六六四三番三から佐伯市大字青山字札場六七二番一地先まで	前 A	メートル 六〇・〇 五二・〇	メートル 一四三・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	佐伯市大字青山字岡ノ谷六六四三番三から佐伯市大字青山字市福所六七七四番一地先まで	前 B	六〇・〇 五三・〇	四六〇・〇	
	佐伯市大字青山字岡ノ谷六六四三番三から佐伯市大字青山字川井五七二四番三まで	前 C	六〇・〇 五〇・〇	五九一・〇	
	佐伯市大字青山字岡ノ谷六六四三番三から佐伯市大字青山字岡ノ谷六六四三番三から佐伯市大字青山字市福所六七七四番一地先まで	後 B	六〇・〇 五三・〇	四六〇・〇	
	佐伯市大字青山字岡ノ谷六六四三番三から佐伯市大字青山字市福所六七七四番一地先まで	後 C	六〇・〇 五〇・〇	五九一・〇	

佐伯市大字青山字川井五七〇七番二から佐伯市大字青山字又房二六九五番四まで	後	B	八三・〇 一一・三	五一〇・二	
	前	B	九一・七 一一・三	五一〇・二	
		A	九一・七 五・〇	四七一・四	

大分県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道豊後高田安岐線	豊後高田市森字妙見一四〇九番三地先から豊後高田市佐野字下ノ山五二〇三番四地先まで	前 A	メートル 三四・〇 一〇・〇	メートル 二五二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷分をいう。
	豊後高田市森字妙見一四〇八番二から豊後高田市佐野字下ノ山五二〇三番四まで	前 B	六三・〇 一五・〇	二〇九・〇	
	豊後高田市森字妙見一四〇八番二から豊後高田市佐野字下ノ山五二〇三番四まで	後 B	六三・〇 一五・〇	二〇九・〇	
	豊後高田市長岩屋字地主一五三五番二地先から豊後高田市長岩屋字棕ノ竹一四二二番地先まで	後 A	八・〇 四・一	四一六・九	

平成三十年三月三十日

大分県報号外（告示）

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

四

豊後高田市長岩屋字地主 一五三五番二から 豊後高田市長岩屋字椽ノ 竹一四二五番地先まで		豊後高田市長岩屋字地主 一五三五番二から	豊後高田市長岩屋字椽ノ 竹一四二五番地先まで
後		B	
		五五・〇 〽 一五・〇	四〇二・一
		四五・〇 〽 一五・〇	四〇二・一

大分県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

杵築市山香町大字倉成字 中村五二七番一地从先から 杵築市山香町大字野原字 本村二〇八三番二地先ま で		杵築市山香町大字倉成字 中村五二七番一地从先から	杵築市山香町大字野原字 本村二〇八三番二地先ま で
前	後	A	A
A	B	七・二 〽 五・五	七・二 メートル 〽 五・五
		四〇〇・〇	四〇〇・〇
		四〇・〇 〽 六・〇	一、八〇五・二
		五五・六 〽 一一・八	二二五・〇
		七・二 〽 五・五	四〇〇・〇
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい う。			

杵築市山香町大字立石字 山口四〇七二番地先から 杵築市山香町大字立石字 柿ノ木田一五八番八まで 杵築市山香町大字立石字 山口四〇七二番地先から 杵築市山香町大字立石字 山田三〇一〇番六まで		杵築市山香町大字立石字 山口四〇七二番地先から	杵築市山香町大字立石字 柿ノ木田一五八番八まで
後		A	
		四〇・〇 〽 六・〇	一、八〇五・二
		三九・二 〽 八・二	四一〇・六

大分県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

杵築市山香町大字野原字本村二 〇八三番二地先から 杵築市山香町大字野原字原田一 七二三番四地先まで 杵築市山香町大字野原字本村二 〇八三番二から 杵築市山香町大字野原字原田一 七二三番三二まで		杵築市山香町大字野原字本村二 〇八三番二地先から	杵築市山香町大字野原字原田一 七二三番四地先まで
前	後	前	後
七・六 〽 五・九	二五・八 〽 一一・二	七・六 メートル 〽 五・九	二五・八 メートル 〽 一一・二
		二三五・六	二三五・六
		九・六 〽 八・八	七・八
		一四・〇 〽 八・八	七・八
		一六・三 〽 五・〇	一七五・四
		二一・〇 〽 一三・〇	一七五・四

大分県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道緒方高千穂線	豊後大野市緒方町上畑字徳尾六三八番二地先から豊後大野市緒方町上畑字徳尾六三九番二地先まで	前	メートル 九・五 〽 四・五	メートル 二三・四
	豊後大野市緒方町上畑字徳尾六三八番二地先から豊後大野市緒方町上畑字徳尾六三九番二地先まで	後	一二・五 〽 五・五	二三・四

大分県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
道路の種類及び路線名	由布市庄内町野畑字一ノ鳥居二一八七番一から由布市庄内町野畑字向畑松山二二七五番五地先まで	前	メートル 一六・〇 〽 三・五	メートル 一、四五〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示
		A			

県道田野庄内線	由布市庄内町野畑字一ノ鳥居二一八七番一六から由布市庄内町野畑字向畑松山二二七五番五地先まで	後	メートル 二七・〇 〽 三・五	メートル 一、四五〇・〇	敷地をい
		B	五〇・〇 〽 八・〇	一、一二〇・〇	する敷

大分県告示第二百五十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道龍原挾間線	由布市庄内町五ヶ瀬字黒岩一五七五番二地内	前	メートル 五・八 〽 四・一	メートル 四四・〇
	由布市庄内町五ヶ瀬字黒岩一五七五番三地内	後	二〇・一 〽 四・六	四四・〇
県道弓立上戸次線	大分市大字河原内字広瀬三四二〇番一から大分市大字河原内字古屋園三三六九番二地先まで	前	一〇・〇 〽 三・四	一〇五・〇
	大分市大字河原内字広瀬三四二〇番一から大分市大字河原内字古屋園三三六九番二地先まで	後	三九・四 〽 一二・一	一〇〇・〇
県道東長宝西線	由布市庄内町庄内原字上小原五〇四番一地先から由布市庄内町西字柿尾六番一地先まで	前	二〇・九 〽 五・四	四三・〇
	由布市庄内町庄内原字上小原五〇四番一地先から由布市庄内町西字柿尾六番一地先まで	後	二〇・九 〽 六・〇	四三・〇

平成三十年三月三十日

大分県報号外（告示）

大分県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
岐線 県道国東安	国東市国東町治郎丸字ナラ原四八七番から	前	メートル 一・二・三 〇・一・八	メートル 一・二・〇・〇
	国東市国東町治郎丸字ナラ原四六九番四地先まで	前	〇・一・八	〇
	国東市国東町治郎丸字ナラ原四八三番二から	後	一・八・五 〇・一・一・九	一・二・〇・〇
	国東市国東町治郎丸字ナラ原四六九番四地先まで	後	〇・一・九	〇
	国東市国東町綱井字東源一・二・三 五番一地从り	前	一・二・七 〇・九・五	二・三・六・〇
	国東市国東町綱井字ムカイ一・〇 二八番四地先まで	前	〇・九・五	〇
国東市武蔵町系原字鳥手二六 一 一 番三地从り	前	一・〇・八 〇・一・〇・八	一・〇・〇・〇	
国東市武蔵町系原字東長迫三九 〇番四地先まで	前	〇・八	〇	
国東市武蔵町系原字鳥手二六 一 番三地从り	後	一・五・六 〇・一・一・五	一・〇・〇・〇	
国東市武蔵町系原字東長迫三九 〇番四地先まで	後	〇・一・五	〇	

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
大分県告示第二百五十三号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年三月三十日	県道系原杵 築線	国東市安岐町下山口字立道五七〇番七地先内	前	一・三・四 〇・一・一・六	一・二・二・〇		
		国東市安岐町下山口字立道五七〇番七地内	後	三・三・〇 〇・一・二・五	一・二・二・〇		
		国東市安岐町大添字東一六二二番四地先内	前	一・九・三 〇・一・六・三	一・一・〇		
		国東市安岐町大添字東一六二二番四地内	後	二・一・六 〇・一・七・八	一・一・〇		
	岐線 県道飯田高 原中村線	大分県知事 広瀬勝貞	玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四五番一五から	前	メートル 三・一・一 〇・七・〇	メートル 三・四・〇・〇	
			玖珠郡九重町大字町田字杵ノ木釣三七六七番二まで	前	〇・七・〇	〇	
			玖珠郡九重町大字町田字杵ノ木釣三七六七番二まで	後	四・五・七 〇・七・七	三・五・七・〇	
			玖珠郡九重町大字町田字杵ノ木釣三七六七番二まで	後	四・五・七 〇・七・七	〇	
		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	後	B	四・五・七 〇・七・七	三・五・七・〇	
			前	A	三・一・一 〇・七・〇	三・四・〇・〇	
			後	B	四・五・七 〇・七・七	三・五・七・〇	
			前	A	三・一・一 〇・七・〇	三・四・〇・〇	

大分県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二号	日田市天瀬町出口字見竹三九五七番一地先内 日田市天瀬町出口字悪敷山三九五二番二四地内	平三〇・三・三〇

大分県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二七号	佐伯市大字上岡字太田二〇一三番二から 佐伯市大字上岡字太田二〇三〇番二まで	平三〇・三・三〇
県道庄内久住線	由布市庄内町五ヶ瀬字栗ノ木一〇六五番二から 由布市庄内町五ヶ瀬字下ノ園一九二番七地先まで	
県道東上戸原線	中津市耶馬溪町大字福土字中野六四七番五から 中津市耶馬溪町大字福土字中野六三六番二まで	

大分県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	竹田市久住町大字白丹字板木七五七三番一七から 竹田市久住町大字白丹字板木七五七三番五地先まで	平三〇・三・三〇

大分県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道小挾間大分線	大分市大字賀来字片面一七四六番三地先から 大分市大字賀来字片面一六九三番三地先まで	平三〇・三・三〇
県道龍原挾間線	由布市庄内町五ヶ瀬字黒岩一五七五番三地内	
県道東山庄内線	由布市庄内町北大津留字前五七九番一地先から 由布市庄内町北大津留字古田四六七番三まで	
県道弓立上戸次線	大分市大字河原内字広瀬三四二〇番一から 大分市大字河原内字古屋園三三六九番二まで	
県道高崎大分線	大分市大字高崎字新村一〇五三番三から 大分市大字高崎字南平一一七六番一地先まで	

	県道国東安岐線		平三〇・三・三〇
	国東市国東町綱井字ムカイ一〇二八番四まで		
	国東市武蔵町糸原字鳥手二六一一番三地先から		
県道糸原杵築線		国東市武蔵町糸原字東長迫三九〇〇番四まで	
		国東市安岐町下山口字立道五七〇番七地内	
		国東市安岐町大添字東一六二二番四地内	

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)